

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から午後2時55分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、立野義弘、中井隆行、堀井律子

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

田子泰彦、中井隆行

6 県職員等

水産漁港課 荒木参事、南條副主幹、中島主任（内水面漁場管理委員会事務局兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課水産担当課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）漁場計画策定にかかる新規要望への対応について（協議）

事務局の中島主任から、資料1-1～1-3に基づき説明があった。

令和8年9月に予定されている本県の第5種共同漁業権の一斉切替に向け、「県が策定する漁場計画に対する漁業権者からの新規要望」について、7月委員会において県から委員会へ報告があった。当該要望の妥当性と取り扱いについて委員会において議論する必要があることから、今回発議するもの。

資料1-1により、県の漁場計画の策定方針を再確認する。既存の漁場区域については、引き続き漁場区域とするが、漁協が解散するような場合はこの考え方は該当しない。新規要望区域の取り扱いは、漁協による漁場管理や増殖活

動の必要性の有無や、増殖に適する流量が維持されているか、また、漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないか、などの要件に基づき、総合的に判断する。

漁業権者からの新規要望事項は7月委員会で説明済みであるが、資料1-2により再確認する。漁業権区域については、中新川漁協から内共第8号（白岩川）において、栃津川の区域を上流方向に約1.8km拡大する要望があった。なお、庄川沿岸漁連から内共第14号（庄川）における鴨川、親司川の新たな漁業権区域の設定の要望については取り下げられた。漁業権魚種については、庄川沿岸漁連から内共第13号（百瀬川）、内共第14号（庄川）、内共第15号（庄川上流）でニジマスを削除し、内共第13号（百瀬川）でアユ、内共第14号（庄川）でモクズガニを追加する要望があった。漁協の解散等に伴い、内共第7号（上市川上流）と内共第9号（白岩川上流）については、漁場計画策定の要望はなかった。漁業権魚種の変更については、7月委員会で異論がなかった。栃津川の漁業権区域の拡大要望については、7月委員会において流量と漁場利用度について説明を行い、8月には現地調査を実施した。

8月の現地調査では、漁協からの説明で、増殖に必要な流量が維持されていることのほか、県外から遊漁者が来るなど漁場として現に利用されており、漁場が小規模であること等を踏まえると、漁場の利用度の向上にあたって漁協の漁場管理、増殖活動の必要性が認められること、さらには、落差工の上流でも遊漁が行われており、構造物の上流と下流は一体の水面とみなせること、遊漁者と現地の住民との間でトラブルは起こっていないこと、などが確認され、遊漁者の視点から見て漁場として活用できると思われるとの意見を委員からいただいた。

以上を踏まえ、漁業権者からの要望事項の妥当性や取り扱い方針について、委員会において議論いただきたい。

- 田子委員より、次のとおり意見があった。庄川漁連の漁業権について、今回、外来魚であるニジマスが漁業権魚種から除外する要望を行ったが、追加を要望した百瀬川のアユについては、今年においても試験的に8千尾を放流し、7月から9月にたくさん獲れ、大きなアユに育っており、漁業権の免許をいただければ、令和8年度にはさらにアユを増やしたい。追加を要望しているモクズガニについては、今年度は10月に、50kgを小矢部川から入手して、庄川に放流する。鴨川と親司川の漁業権区域の新規設定の要望については、遊漁者の利用実態を把握する必要があったが、毎日朝夕に監視員が巡回しているものの、釣り人の実態を把握することが難しく、今回は取り下げた。
- 田子委員より、栃津川の現地調査に関連して、新たに漁業権区域が拡大することに伴い、アユの義務放流量は増えるのか質問があった。
- 中島主任より、次のとおり回答があった。栃津川については、既存の漁場を上流側へ1.8kmの区間を新たに漁場として追加する予定としているが、区域

が拡大するから必ず放流量を増やす必要がある、とは考えていない。内水面での義務放流は、遊漁者等による採捕で減少する資源を回復（維持）する目的があり、10年前と比較して遊漁者の数も減少してきていることから、放流量については、そういったプラスとマイナスの要因のバランスを見て決めていきたい。令和8年1月には、増殖指針について委員会でも協議する予定となっており、その際に示して行きたい。

- 田子委員から、新たに漁業権魚種として追加される百瀬川のアユや庄川のもくズガニについては、義務放流量をどのようにして、どの程度に設定するのか質問があった。
- 中島主任から、河川規模等、類似の漁場を参考として設定することとし、百瀬川のアユに関しては婦負漁協の漁場が、もくズガニについては小矢部川などが参考になるのではないかと考えていると回答があった。
- 田子委員から、内共第14号（庄川）のもくズガニについては、小矢部川の他に、河川規模を勘案して、中新川漁協の漁場が参考になるのではないかとの意見があった。
- 中井委員より、一連の漁場である白岩川と栃津川における今後の義務放流量に関して、豪雨被害を受けた白岩川でも、これまで通りの放流をして行くことになるのか、質問があった。
- 中島主任より、次のとおり回答があった。栃津川で新たな漁業権区域の設定を要望した中新川漁協の意図としては、豪雨災害により白岩川等で使えなくなった漁場があり、新たに漁場を確保したいという思いがあり、漁場区域の拡大を要望した。稚魚の放流については、効果のある場所に放流する必要があることから、漁協では被害の少ない上流域に放流することを考えている。令和5年の豪雨被害の復旧には10年程度かかることが想定されており、厳しい状況が続く可能性がある。義務放流量については、これらを踏まえ、検討の余地がある。災害等、漁協の責任によらない事由により放流できないような状況となった場合、必ずしも、放流しなかったとしても、「増殖義務を果たしていない」とすぐに見做すものではない、と考えている。
- 田子委員より、漁業権の切替えは令和8年の9月であるが、漁期の途中となった場合には、許可証や遊漁料金の変更など、どのような対応となるのか質問があった。
- 中島主任より、漁協の規則に附則を設け、新たな料金の適用開始時期等を示すことにより対応できるとの回答があった。
- 東委員より、漁協の規則に附則を設け、新たな料金の適用開始時期等を示し、それまでは従来の料金としている、と情報提供があった。
- 中井委員より、小矢部川漁協でも、富山漁協と同様のやり方をしているとの意見があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、委員会の意見を次のとおりとする

ことが承認された。

内共第7号（上市川上流）について、漁場計画策定の要望がないことから、漁場計画から削除することが妥当。内共第8号（白岩川）について、栃津川の漁場区域は拡大することが妥当。内共第9号（白岩川上流）について、漁場計画策定の要望がないことから、漁場計画から削除することが妥当。内共第13号（百瀬川）について、漁業権魚種にアユを追加し、ニジマスを除く要望について、それぞれの魚種の追加及び除外は妥当。内共第14号（庄川）について、漁業権魚種にモクズガニを追加し、ニジマスを除く要望について、それぞれの魚種の追加及び除外は妥当。内共第15号（庄川上流）について、漁業権魚種からニジマスを除く要望について、除外は妥当。

(2) 1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕の禁止について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料2-1に基づき説明があった。

現行の県漁業調整規則では、生物学的に同一種であるサクラマスとヤマメの採捕禁止期間が、サクラマスについては8月1日から12月31日まで、ヤマメについては10月1日から翌年2月末日までとなっており、それぞれ異なっている。このため、1月1日から2月末日までの期間において、サクラマスの採捕においてヤマメが混獲される可能性がある状況となっており、資源保護および漁業秩序上の問題となっている。このことから、資源保護と漁場利用の適正化を図るため、昨年度の委員会において、令和7年1月1日から同年2月28日まで、サクラマスを採捕禁止とすることとし、委員会指示が行われたところである。このことについて、今年度においても、令和8年1月1日から同年2月28日までの期間において、委員会指示の発出について協議する。

委員から意見や質問等はなく、資料2-2に示した委員会指示のとおり発出することで異議なく、決議された。

(3) 中央省庁への令和8年度提案項目について（報告）

事務局の前田局長から、資料3-1～3-2に基づき説明があった。

来年度の提案に向けた検討が、全国内水面漁場管理委員会連合会の漁場管理対策検討会において進められている。中日本ブロックにおいても、11月4日に大阪で開催されるブロック協議会で来年度の提案について協議される予定となっている。これに先立ち、意見等の照会が幹事県（大阪府）からあり、締め切りが10月14日と早かったことから、先月、書面で委員の皆様にご意見照会をさせていただいた。委員の皆様から修正等の意見はなく、事務局としても新たに全国的に共通する新たな課題等もなかったことから、「意見なし」として回答したので、今回皆様にご報告する。

中日本ブロック協議会では、各県の委員会から照会事項を提出して、それに対

して他の県から情報提供する等のやり取りがあり、当県から遊漁に係る水難事故防止に向けた普及啓発の状況に関して、各県に照会することとした。これにあたり、県内の河川でも形状や流量により事故の発生にも差があると考えられることから、皆さんにより詳しく状況をお聞きしたい。

- 東委員より、次のとおり情報提供があった。管理する神通川では、今年は特に多く、操業中に5名の方が亡くなられた。例年では0～1名程度。原因については不明である。友釣りをしていた方が3名で、流された方のうちの1名は頸椎損傷であったので、河原で転倒して打ち所が悪かったのではないかと思う。コロコロ釣りをしていた方は、胴長を着用しており、転倒すると起き上がるのが難しく、危ないので、組合会報やHPなどでも注意している。友釣りの方では、救命胴衣の着用をHPに掲載しているが、ほとんど着用されていないのが実情ではないか。良い方策が見つからない。
- 田子委員より、次のとおり情報提供があった。庄川では0～1、2名ほどが亡くなっている。今年は1名、熱中症で亡くなっている方がおられるようだ。川を渡る際に流される人もいるが、庄川の場合は、水が多くなければ、泳げるので助かる。流された際に頭を打って、そのまま流されてしまう場合があり、そういった場合に命に係わる。釣りをする際にライフジャケットを着用するのは、暑い中、なかなか受け入れられないのではないか。漁協としては、増水の際に気を付けるように注意喚起している。今後は、熱中症対策の注意喚起をする方が良いと思う。
- 中井委員より、小矢部川では、遊漁者や組合員が亡くなる事例はないが、子供も含め、認知症の高齢者などが支流や用水で流されて亡くなる方がいる、との情報提供があった。
- 立野委員より、次のとおり情報提供があった。黒部川では、友釣りやコロコロ釣りはほとんど行われておらず、安全に釣りができる毛ばり釣りが主流であるため、危険度が低い。一方、サケの採捕については、流されて亡くなる組合員がいる。一人では採捕しないように呼び掛けている。高齢の組合員で採捕を続ける方がおられるが、安全を考えると、自主的に止めていただくのが良いと考えている。
- 角眞委員より、釣り業界における状況について、次のとおり情報提供があった。アユのトーナメントに出場したところ、3kmの大会のエリアの中で、1名行方の分からなくなり、その後、中州の草むらの中で熱中症により亡くなっていたことが判明した。神通川の他、九頭竜川でも5名の方が亡くなられていると聞いている。いずれも激流の河川であり、捜索にあっていた方が亡くなられた事例もあったと聞いている。釣り業界では、アユ釣り向けに、ノーマルのベストと、中に薄い浮き輪が入っているベストの2通りが販売されている。私は、神通川や九頭竜川である程度水深のある場所に入る場合には、ベストを着用するようにしている。今後は、大会への出場については、

ベスト等の着用が義務になるのではと思う。

- 田子委員より、このようなベストの値段はいくらか質問があった。
- 角眞委員より、約3万円であると回答があった。3万円で命が助かるのであれば高くないと思う、との意見であった。
- 東委員より、川でも船に乗る漁師は、カッパの下にライフジャケットを着用している、との情報提供があった。
- 堀井委員より、地元の方は神通川の河川の状況について危険性を理解しているが、県外の方はあまり理解がないのではなく事故に遭い易いのではないかとと思う、との意見があった。

(4) 秋サケ来遊状況について (情報提供)

県水産漁港課の中島主任から、資料4-1～4-3に基づき説明があった。

本県のサケ来遊状況について説明する。本年の10月中旬時点のサケの沿岸漁獲尾数は、累計値で48尾であった。昨年度の同時期の320%であった。平成27年から令和6年までの10年間平均(平年)の3.5%という状況であった。グラフで示したものが、下の左側の図になる。棒グラフは旬ごとに書いてあるが、左から平年、令和6年、令和7年となっている。同じく右側の図は、河川捕獲尾数であり、10月中旬の累計が32尾で、昨年度の同時期の200%、平年の同時期の1.4%であった。以上のように現時点における本年の本県における沿岸来遊尾数と河川捕獲尾数は、令和6年の同時期の累計値を上回るが、平年を下回る大変厳しい状況となっている。

続いて2番目として、全国のサケ来遊状況を説明する。国立研究開発法人水産研究・教育機構の取りまとめによるもので、10月上旬までの時点報告になる。沿岸漁獲数は、太平洋側では、北海道において前年比41%であった。太平洋側の本州では昨年度の120%であった。日本海側では、北海道で前年比41%であった。富山県を含む日本海側の本州では昨年比64%であった。

最後に3番目として、令和7年度の富山県のサケ来遊予測では、平成28年度以降、減少傾向にあり、県水産研究所による令和7年度の予測来遊尾数は、令和6年度(2,000尾)を上回るが、平年の17,000尾を下回るという予測が出ている。

- 立野委員より、次のとおり情報提供があった。小川で22本、黒部川で5本、片貝川で8本の採捕があった。3河川で情報共有しながら、採捕に従事している。
- 田子委員より、熊野川でヤナを中止してから採捕尾数に変化はあったか、東委員に対して質問があった。
- 東委員より、その点については不明であり、上流で多く獲れるようになることも想定したが、そうはならなかったと回答があった。
- 立野委員より、秋田県由来の卵について、富山の地場産と比較して、最終的な回帰率に差があるか、質問があった。

- 田子委員より、移入卵の回帰率は低くなるのではないかと意見があった。
- 立野委員より、低くなるようであれば、費用対効果が低く、移入卵のふ化放流については、実施する必要性があまり感じられない、との意見があった。
- 中島主任より、移入卵を用いたふ化放流による回帰率については、水産研究所から情報提供するようにしたい、との回答があった。
- 田子委員より、移入卵を用いたふ化放流については、卵購入にかかるコストもあり、漁協としては費用対効果も含めて厳しい面があるが、県のサケ稚魚の買い上げ事業を遂行するために必要な面がある、との意見があった。
- 立野委員より、サケの採捕状況について、県東部から獲れ始めることから、情報共有をより早くして欲しいとの意見があった。
- 中島主任より、10日ごとに集計をしており、鮭鱒部会にも随時情報提供している、との回答があった。

(5) その他

- 水産漁港課の南條副主幹より、内水面漁業振興計画を作成して、10月17日にHPに公開しており、ご意見を頂戴した当委員会の皆さんには今回冊子を配布する、との報告があった。
- 東委員より、計画の24ページに示されている、ニジマスにサクラマスの卵を産ませる技術は、養成親魚によるサクラマス増殖に有用な技術であることから、出来れば導入したいが、どのような状況かと質問があった。
- 南條副主幹から、水産研究所において技術開発を行っている途中であり、まだ完成していないが、経過等も含めて情報発信に努めたいと回答があった。
- 田子委員から、計画の令和13年時の目標値について、実現の可能性はどの程度と考えているか、質問があった。
- 南條副主幹から、今回の振興計画については、その進捗の状況を毎年皆さんに示す予定としており、皆様のご意見を基に改善を図っていききたい、との回答があった。

(6) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和7年12月22日（月）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年10月24日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____